

日本造血細胞移植学会学術集会企画委員会細則

(設置)

第1条 本会に学術集会企画委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、多年的な年次学術集会プログラムの立案、年次学術集会の評価と次年度へのフィードバック、その他の国内シンポジウムや国際シンポジウムの立案に関する事業を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長、副委員長、理事長、副理事長、前年度及び次期学術集會会長、領域別委員長・副委員長・委員をもって組織する。この領域は下記の6領域を指す。

- 1) 造血幹細胞・移植免疫の基礎
- 2) 移植方法(造血幹細胞ソース、HLA、移植前処置など)
- 3) 移植後合併症 (GVHD、感染症、後期合併症、QOLなど)
- 4) 移植看護とチーム医療 (リハビリテーション、HCTCなど)
- 5) 移植成績(疾患別移植成績、非移植治療との比較など)
- 6) 移植医療のcommunity resources (ドナーバンク、ドナーの安全、臍帯血バンク、国際交流など)

(委員)

第4条 委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 1 副委員長は、委員長が指名し、理事会の議を経る。
- 2 領域別委員は、委員長並びに副委員長が推薦し、理事会の議を経る。
- 3 委員長・副委員長並びに領域別委員の任期を2年とする。再任は妨げないが、学術集会企画委員長・副委員長並びに領域別委員の任期は最大2期4年までとする。
- 4 委員会の構成委員のうち1人以上は小児移植医とする。

(委員会)

第5条 本委員会は、委員長が召集し、議長となる。

- 1 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 2 本委員会は、本委員会の目的を達成するため、小委員会を組織することができる。小委員会の責任者は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者をオブザーバーとして本委員会またはそ

の小委員会への参加を要請し、意見を求めることができる。

4 委員長は、本委員会開催の都度、委員の中から委員会幹事を指名する。委員会幹事は議事録を作成し、委員の承認を得た上で事務局が保管する。

5 本委員会の開催準備は、委員長の指示により、事務局が行う。

(業務)

第6条 本委員会は、本委員会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 多年的な年次集会プログラムの立案（シンポジウム、教育講演、先端的領域の組み入れ、他学会との合同シンポジウム）
- ② 年次集会の評価と次年度へのフィードバック
- ③ その他の国内シンポジウム（年次総会とは別の学術的シンポジウム、患者団体との合同企画、市民公開講座）
- ④ 国際シンポジウム

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

(改定)

第8条 本委員会細則は、理事会の承認を得て改定することができる。

付則

平成25年 3月9日施行

平成27年 3月8日改定